

再度の御案内

平成 30 年 12 月吉日

会員各位

仙台青葉中央支部
支部長 福田誠悦

第 3 回支部研修会の御案内

拝啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は支部事業運営に御理解と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、賃貸業務の繁忙期を迎える頃となりまして、日々の接客業務をより一層良いものとして頂けますよう協会会員限定の研修を次の内容で催します。多数様に御出席賜りますようお願い申し上げます。

第一部では「ユニバーサルマナー検定3級」の認定講習で、既に認定者が6万人を超えている人気の民間検定です。聴講された方へは、日本ユニバーサルマナー協会の「認定証」が交付されます。「バリアフリー」は多くが障害者に向けられるものに対し、「ユニバーサル」とは、老若男女、障害者や健常者を分け隔てなく、全ての人々が住みやすく使いやすいものを指します。“自分とは違う誰かの視点に立ち、行動すること”を体系的に学び、身につけるための検定です。

第二部は「話し合いで円満な解決・簡易裁判所の【はじめて民事調停】と題し、仙台簡易裁判所から書記官を講師に招いて、話し合いで解決する調停制度の仕組みや手続き方法を御講演いただきます。

私たちの不動産業界は、国民の生活基盤を支えるものとして、その社会的責任(CSR)、社会的貢献は期待と注目をされているところです。ユニバーサルマナーの「認定証」は、「心づかい」に対しても意識の高い事業所としてのPR、また「民事調停」では不動産取引に関わる紛争解決の一助を学び、今後の営業活動に広くお役立ていただければ幸いです。

敬具

－ 記 －

日 時 : 平成 31 年 1 月 21 日(月) 13:00 ～ 17:00 (受付 12:30 ～)

※本申込書兼受講票、及び研修手帳をお忘れなく御持参ください。

場 所 : 宮城県不動産会館 4階大ホール

〒980-0803 仙台市青葉区国分町 3 丁目4番 18 ☎ 022 - 266 - 0011

内 容 : 第一部 「ユニバーサルマナー検定3級」 有料の講習です。

※仙台青葉中央支部会員は受講・認定料1千円(通常は受講・認定料5千円)

第二部 「話し合いで円満解決『民事調停』」 無料の研修です。

FAX送信先
022-714-9172

※申込締切日:平成31年1月8日(火)

【平成30年度 支部第3回研修会】申込書 兼 受講票

(公社)宮城県宅地建物取引業協会

仙台青葉中央支部

支部長 福田 誠悦 行

日時: 平成31年1月21日(月) 13:00 ~ 17:00 (受付12:30 ~)

会場: 宮城県不動産会館 4階 大ホール

定員: 80名(支部会員様1社につき2名様迄)

※先着順にて定員に達し次第お申し込みを締め切りとさせていただきます。

下記へ御記入・○付の上、研修担当(有)シラツ FAX番号 022-714-9172 宛てお送りください。

出席者個人名	第一部ユニバーサルマナー検定 13:00 ~ 15:00 (有料講習)	第二部はじめて民事調停 15:10 ~ 17:00(無料研修)
	出席 ・ 欠席	出席 ・ 欠席
	出席 ・ 欠席	出席 ・ 欠席

※ユニバーサルマナー検定3級 受講・認定証交付について

仙台青葉中央支部会員は、**受付時に1千円**をお支払い下さい。(通常は受講料5千円)

試験は無く、聴講していただくことで認定されますが、開始後15分以上の遅刻、終了15分前迄の退出者は認定されません。また、平成31年1月8日以降は、認定証準備済のためキャンセルでも1千円(通常受講者5千円)をお支払い頂きますので予め御了承ください。

申込会員名

申込者

連絡先

※本申込書兼受講票は研修会当日に回収いたしますので、研修手帳と共にお忘れなく御持参ください。